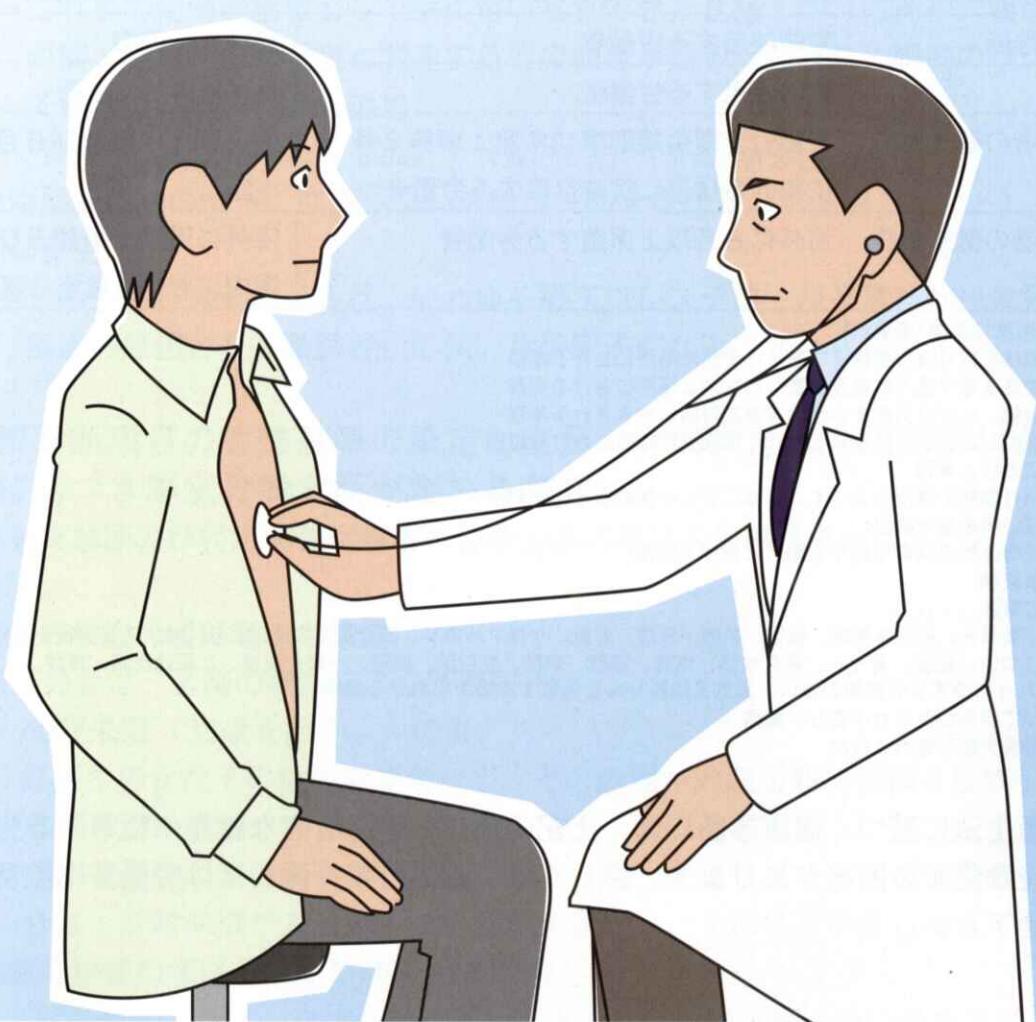


労働安全衛生法に基づく
定期健康診断等の項目の改正について
～平成20年4月1日施行～



- ・労働者の健康確保対策の充実強化を図るため、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の項目が改正されました。
- ・改正内容に基づき、労働者の健康確保のため健康診断を適切に実施しましょう。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

健康診断項目の改正について

事業者は、労働安全衛生法第66条に基づき、労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければならないこととなっています。

このうち、以下の健康診断の項目が改正され、平成20年4月1日から施行されます。

健康診断の種類	対象となる労働者	実施時期
雇入時の健康診断	常時使用する労働者	雇い入れの際
定期健康診断	常時使用する労働者	1年以内毎に1回
特定業務従事者の健康診断	労働安全衛生規則第13条第1項第2号(※) に掲げる業務に常時従事する労働者	配置替えの際及び6月以内毎に 1回
海外派遣労働者の健康診断	海外に6月以上派遣する労働者	海外に派遣する際及び帰国後、 国内における業務に就かせる際

※労働安全衛生規則第13条第1項第2号

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エソクス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、黒毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鉛打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アーリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれがある業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務

○労働安全衛生法に基づく健康診断には、上記の他に一定の有害な業務に従事する労働者に対して行う特殊健康診断等があります。詳しくは、都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

改正の背景

1. 定期健康診断において、脂質異常症や高血圧、糖尿病など脳・心臓疾患等につながる所見を有する労働者が増加していること
2. 業務によって生じた脳・心臓疾患により労災認定される件数が近年高止まりしていること
3. 中高年の男性を中心に肥満者の割合が増加傾向にあるが、肥満者の多くが持つ糖尿病、高血圧、脂質異常症等の危険因子が重なるほど、作業関連疾患である脳・心臓疾患を発症する危険が増大することが医学的に判明していること

→作業関連疾患としての脳・心臓疾患を予防する観点から健康診断項目を改正

改正の内容

1. 健康診断項目の追加・変更（労働安全衛生規則第43条、第44条）

雇入時の健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の項目が、以下のとおり追加・変更されます。

①腹囲の検査を追加

→これまで肥満の指標として主に用いられてきたB M I^(※)に比べ、腹囲（内臓脂肪）が脳・心臓疾患の発症と関連するとの報告が数多くなされ、肥満のリスク指標として優れていることから追加

※ B M I (Body Mass Index) : 体重 (kg) / 身長 × 身長 (m²)

②血中脂質検査のうち、血清総コレステロールを低比重リポ蛋白（LDL）コレステロールに変更

→LDLコレステロールは、いわゆる悪玉コレステロールと言われ、単独で脳・心臓疾患の原因となる動脈硬化の強い危険因子になることから変更

2. 健康診断項目の省略基準の策定と変更（労働安全衛生規則第44条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準）

定期健康診断及び特定業務従事者の健康診断の項目の省略基準が以下のとおり策定・変更されます。

①腹囲の検査の省略基準を策定

以下の者は、医師の判断により省略可。

- ・ 40歳未満（35歳を除く。）の者
- ・ 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの
- ・ B M I が20未満である者
- ・ B M I が22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者

②尿糖の検査の省略基準を削除し、必須化

→尿糖検査により、血糖検査だけで把握できない糖尿病の疑いのある者をより正確に把握することが可能

3. その他

①腹囲の簡易な測定方法について

- ・ 着衣の上から測定を行うことも可能（実測値から1.5cm差し引いた値を記載）
- ・ 健診会場において労働者が自己測定することも可能

②喫煙歴、服薬歴の聴取の徹底を通知

問診（既往歴及び業務歴の調査）等の際に、喫煙歴、服薬歴の聴取を徹底するよう通知

新旧対照表

労働安全衛生法における定期健康診断の新旧項目

- 定期健康診断項目についての新旧対照表です。
- 雇入時の健康診断は、●1及び●2の項目も必須項目となります。また、喀痰検査の項目はありません。
- 特定業務従事者の健康診断及び海外派遣労働者の健康診断の省略基準等については、都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

		【旧】	【新】
診 察 等	問診(既往歴及び業務歴の調査)	○	○
	(喫煙歴及び服薬歴)		※1
	身体計測（身長）	●1	●1
	（体重）	○	○
	（腹囲）		●2 ※2
	視力	○	○
	聴力	○	○
	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	○	○
検 査	血圧	○	○
	胸部エックス線検査	○	○
	喀痰検査	□1	□1
貧 血	血色素量	●2	●2
	赤血球数	●2	●2
肝 機 能 検 査	G O T	●2	●2
	G P T	●2	●2
	γ - G T P	●2	●2
血 中 脂 質 検 査	血清総コレステロール	●2	
	血清トリグリセライド	●2	●2
	H D Lコレステロール	●2	●2
	L D Lコレステロール		●2
糖 尿 検 査	空腹時血糖	●2	●2
	ヘモグロビンA 1 c	(□2)	(□2)
検 査	蛋白	○	○
	糖	●3	○
心電図検査		●2	●2

○：必須項目

□1：胸部エックス線検査により病変及び結核発病のおそれがないと診断された者について医師の判断に基づき省略可

□2：血糖検査については、ヘモグロビンA 1 cで代替も可（平成10年12月15日 基発第697号）

●1：20歳以上の者については、医師の判断に基づき省略可

●2：40歳未満（35歳を除く。）の者については、医師の判断に基づき省略可

●3：血糖検査を受けた者については、医師の判断に基づき省略可

※1：喫煙歴及び服薬歴については、問診等で聴取を徹底する旨通知（平成20年1月17日 基発第0117001号、保発第0117003号）

※2：●2に加えて、①妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、②B M Iが20未満である者、③B M Iが22未満であって、自ら腹囲を測定し、その値を申告した者は、医師の判断に基づき省略可

このパンフレットについてのご質問は、最寄りの都道府県労働局又は
労働基準監督署までお問い合わせ下さい。